

**農業・食品産業強化対策整備交付金事業において、財産処分に係る承認を受けずに無断で事業を中止**

1件 不当金額(支出) 2756万円

1 交付金事業の概要

マルイ食品株式会社は、平成23、24両年度に、農業・食品産業強化対策整備交付金事業として、鹿児島県薩摩郡さつま町の鶏卵選別包装施設において、消費者ニーズに対応した鶏卵の安定的供給を図ることなどを目的として、鶏卵の加工処理を行うための洗卵選別機等一式の整備を行った。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき本件交付金事業に係る交付決定の際に付された条件、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」等によれば、間接補助事業者等は、処分制限期間内に間接補助事業等により取得した財産の使用を中止しようとするときなどには、補助事業者等による財産処分に係る承認を受けなければならない、この場合において、補助事業者等はあらかじめ農林水産大臣等の承認を受けることとされている。また、これらの承認に当たっては、残存簿価等に国庫補助率を乗じた金額を国庫に納付するなどの条件が付されることとされている。

2 検査の結果

会社は、本件交付金事業について、事業費2億3678万円(交付対象事業費2億2551万円)で実施したとして、同町に実績報告書を提出して、これにより交付金7517万円の交付を受けていた。

しかし、会社は、鶏卵の加工処理を他の施設に集約するなどとして、30年12月末に前記の鶏卵選別包装施設を閉鎖し、洗卵選別機等一式についても、令和4年9月までが処分制限期間(耐用年数10年に相当する期間)内であるにもかかわらず、平成31年1月から、財産処分に係る承認を受けずに使用を中止していた。

したがって、本件交付金事業は財産処分に係る承認を受けずに無断で中止されていて、交付対象事業費2億2551万円のうち事業を中止した時点の洗卵選別機等一式の残存簿価8268万円に係る交付金相当額2756万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費	不当と認める 国庫補助 金等相当額
九州農政局	鹿児島県	薩摩郡さつま町 マルイ食品株式会社 (事業主体)	農業・食品産業強化対策整備交付金	平成23、24	円 2億3678万	円 7517万	円 8268万	円 2756万